

入会受付 (にゅうかいうけつけ)

〈年度初めの入会の際の取り扱い〉

● 4月1日付けでのご入会の受付は3月27日までとし、それ以降は中途入会扱いとなります。

〈中途入会の際の取り扱い〉

- 27日までに下記入会手続きが完了した場合には翌月1日付けのご入会となります。
- 28日から翌月12日までに下記入会手続きが完了した場合には翌月16日付けのご入会となります。
(16日付けのご入会の場合、特別措置として初月分の月謝は半額とします。)

入会手続 (にゅうかいてつづき)

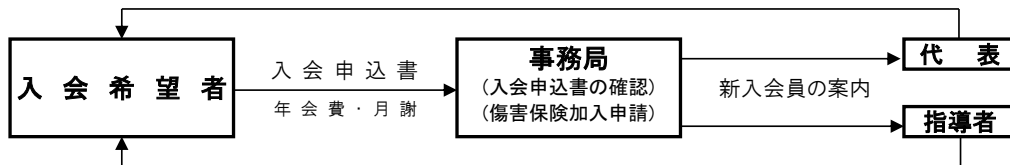
下記①②が確認できた段階で手続き完了となります。上記期日をご考慮の上、ご投函・お振込み願います。

① 入会申込書の送付先: 〒001-0924 札幌市北区新川4条18丁目6-35-201

智田 季之 気付 シーガルサッカークラブ 事務局

② 保険料・月謝の振込先: ゆうちょ銀行振替口座(口座番号) 02790-2-64987 (口座名義) シーガルサッカークラブ
 保険料・初月分月謝につきましては、入会手続き時に上記口座にお振込下さい。(払込票は別途お渡しいたします)

入会手続き完了通知



活動内容説明

活動場所 (かつどうばしょ)

- <夏期> 石狩市立紅南小学校体育館、石狩市スポーツ広場、札幌市屯田西公園ほか
- <冬期> 石狩市立紅南小学校体育館ほか

活動日数 (かつどうにっすう)

土曜日または日曜日の週1回開催を基本としています。
 ※夏期はグラウンドでトレーニングを行う場合があります。

負担金 (ふたんきん)

〔傷害保険料〕 1,850円/年 (高校生以上) 800円/年 (小・中学生)

〔月謝〕 2,000円

<兄弟・姉妹で同時に在籍される場合には、2人目の月謝は半額となります>

※毎月27日に、ご指定いただいたお口座より自動引き落としとなります。

〔購入品〕 大会に参加するため、ユニフォーム(シャツ・パンツ・ソックス)をご購入いただけます。

傷害保険 (しょうがいほけん)

(傷害保険料のお支払が確認でき次第、クラブにて加入手続きをいたします！)

《対象となる事故の範囲》

| | |
|-----|---|
| 活動中 | 被保険者の所属する団体の管理下における活動中の事故(ただし学校管理下における活動中の事故を除きます。) |
| 往復中 | 所属する団体が指定する集合・解散場所と被保険者の住所との通常の経路往復中の事故 |

(注)「団体の管理」とは、団体の活動計画に基き指導監督者の指示に従って団体活動をおこなっている間をいう。

《保険金額・補償限度額》

| | |
|--|----------------|
| 死亡 | 2,000万円 |
| 傷害保険 後遺障害 | 最高 3,000万円 |
| (保険金額) 入院 | 1日につき 4,000円 |
| 通院 | 1日につき 1,500円 |
| 賠償責任保険 身体・財物 | 1事故5億円 |
| (補償限度額) 賠償合算 | ただし、身体賠償は1人1億円 |
| 突然死葬祭費用保険 | |
| 被保険者の突然死に際し、親族が負担した葬祭費用について180万円を限度として補償 | |